平成３０年（フ）第１５号
埼玉県川越市菅原町８番地16　（シャトーＱ101号室）
債務者　西山　　昇
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４３２号
静岡県伊豆の国市田京705番地の７、前住所静岡県伊豆の国市田京628番地の９
債務者　大橋　力大
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
静岡県伊豆の国市田京705番地の７、前住所静岡県伊豆の国市田京628番地の９
債務者　大橋　千春
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
静岡県伊東市川奈1255番地の１　長門洞住宅Ａ棟307号
債務者　水下　　寛
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
静岡県沼津市東椎路1520番地の１　ニューハイツ春の木第１－201号
債務者　今村ひとみ（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５５１８号
大阪市阿倍野区相生通２丁目２番16号
債務者　タケックこと　竹村　青史
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５７５号
大阪市生野区生野西４丁目12番12号
債務者　吉川　元祥
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０５号
大阪府高槻市牧田町３番６－203号
債務者　有友　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６１２号
大阪府守口市大枝南町14番13号
債務者　粟埜　一仁
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６１４号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番８－203号
債務者　久林　　恵
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７４４号
大阪府寝屋川市高柳５丁目28番17号（２号）、前住所大阪府門真市北岸和田１丁目11番６号
債務者　佐藤　晃一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４８号
大阪府吹田市江坂町１丁目18番18－606号、前住所大阪市住之江区安立３丁目８番20号
債務者　新井幸一こと　朴　　幸一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　野網　豊彦
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２６２号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目３番８－516号
債務者　樽井千惠子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２６７号
大阪市東淀川区大道南１丁目６番26号
債務者　松本　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６７号
北海道帯広市緑ケ丘１条通２丁目３番地３サクセスハイム２－401号室
債務者　宇佐美真生
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
北海道河東郡音更町木野西通９丁目５番地19
債務者　神坂　真司
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係